別表三(二)の表中

中小企業者等以外の法人	中小企業者等以外の法人
((別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(三十三)「28」－別表六(三十四)「13」)	(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－(別表六(六)「９の②」＋「９の④」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑯」から「９の⑱」までの合計＋「９の㉖」から「９の㉘」までの合計)
中小企業者等	中小企業者等
((別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(九)「21」－別表六(十二)「11」－(別表六(十二の三)「14」＋「28」)－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(十八)「19」－別表六(十九)「18」－別表六(二十)「39」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(二十四)「24」－別表六(二十五)「21」－別表六(二十七)「22」－別表六(二十八)「21」－別表六(三十)「16」－別表六(三十一)「22」－別表六(三十二)「35」－別表六(三十三)「28」－別表六(三十四)「13」)	(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－(別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑪」から「９の⑭」までの合計＋「９の⑯」から「９の㉘」までの合計)

を

中小企業者等以外の法人
(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－(別表六(六)「９の②」＋「９の④」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑯」から「９の⑱」までの合計＋「９の㉖」から「９の㉘」までの合計)
中小企業者等
(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－(別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑪」から「９の⑭」までの合計＋「９の⑯」から「９の㉘」までの合計)

に改め、同表の記載要領第四号㈢中「「中小企業者等以外の法人」とあるのは「「中小企業者等以外の法人」（(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(三十三)「28」－別表六(三十四)「13」）」と、「中小企業者等」とあるのは「中小企業者等（(別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－(別表六(六)「９の②」＋「９の④」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑯」から「９の⑱」までの合計＋「９の㉖」から「９の㉘」までの合計）」と、㈣中「㉒」を「㉒」に改め、「、租税特別措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には」を削り、「別表六(八)付表「31」」を「別表六(九)付表「31」」に、「、別表六(九)付表「30」及び「35」並びに別表六(十二)付表「19」」を「並びに別表六(十四)付表「19」」に改め、同号に次のように加える。

㈣	中小企業者等 (別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－(別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑧」までの合計＋「９の⑪」から「９の⑭」までの合計＋「９の⑯」から「９の㉘」までの合計)	㉓の欄の記載に当たつては、「別表一「５」」の金額から別表六(九)付表「31」及び「36」の金額を控除して計算すること。

別表三(二)の記載要領第七号中「第42条の４第４項」を「第42条の12の５第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」に改める。

別表三(二)付表１の表中

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「13」)

を

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「13」＋「14」)

に改める。